

人材開発支援助成金 活用ガイド

Claude Code実践リスキリング研修（正味12時間）向け ／ 発行: あおサロンAI（ブルーステージ合同会社）

1. 制度の概要

- 人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、新規事業展開やDX化（デジタル技術による業務変革）に取り組む企業の従業員研修を国が支援する制度です。
- 中小企業の場合、訓練経費の75%（実訓練10時間以上100時間未満は上限30万円/人）が助成対象になり得ます。
- あわせて、訓練時間中の賃金についても1,000円/人・時の賃金助成の対象になり得ます（大企業は経費60%・賃金500円/人・時）。
- 対象となるのは、OFF-JT（通常業務と切り離して行う研修）で、実訓練時間（休憩等を除いた正味時間）が10時間以上の訓練です。単発の半日研修は対象外です。
- 受講対象は雇用保険被保険者である従業員の方です。経営者・役員・個人事業主ご本人は原則対象外です。
- ご利用には、訓練開始日の6か月前～1か月前までに、管轄労働局へ「訓練計画届」を提出する必要があります。
- 訓練は計画どおりに実施する必要がある、通学制・同時双方向型（Zoomライブ等）では受講者ごとに実訓練時間の8割以上の出席が支給要件です。関係書類は5年間の保存が必要です。
- 助成金は訓練終了後の後払いです。訓練終了翌日から2か月以内に支給申請を行い、審査を経て支給の可否・金額が決定されます。
- 本コースは2027年3月31日開始分までとされる時限措置（終了予定）で、予算の状況により早期に受付が終了する可能性があります。最終年度の運用詳細は管轄労働局にご確認ください。
- 支給の可否・金額は管轄労働局の審査により決定されるものであり、当社が保証するものではありません。最新の要件は管轄労働局にご確認ください。

2. 用語補足

OFF-JT

通常の業務を離れて行う研修のこと（現場で仕事をしながらのOJTと区別されます）

訓練計画届

「いつ・誰が・何時間・どんな研修を受けるか」を事前に労働局へ届け出る書類

雇用保険被保険者

会社で雇用保険に加入している従業員の方

制度の要点・参考試算

3. 制度の要点

経費助成

中小企業75%（大企業60%）

賃金助成

中小企業1,000円/人・時（研修時間中の賃金に対して）

受講対象

雇用保険被保険者である従業員の方（経営者・役員ご本人は原則対象外）

スケジュール

計画届提出は開始1か月前まで。ご成約から開催まで最短1.5～2か月

制度期限

2027年3月31日開始分までの時限措置とされています（終了予定。予算の状況により早期受付終了の可能性あり。最終年度の運用詳細は管轄労働局にご確認ください）

参考試算（Claude Code実践リスキリング研修を3名で受講する場合）

受講料 3名で¥900,000（税別）。要件を満たし満額認定された場合、経費助成は最大¥675,000（参考試算・75%・上限30万円/名以内）。加えて賃金助成（中小企業 ¥1,000 × 正味12h × 3名=¥36,000）の対象になり得ます。助成金は訓練終了後の後払いのため、受講料はいったん全額お立て替えいただきます。支給の可否・金額は管轄労働局の審査により決定され、当社が保証するものではありません。

※ 上記は参考試算です。対象となるのは認定された訓練部分の対象経費のみで、フォローアップ会・ROI分析等の付帯サービスは助成対象経費に含まれません（見積書・請求書では訓練受講料と別項目で区分します）。

※ 助成金が不支給となった場合でも、受講料のお支払い義務は変わりません（契約書に明記します）。

当社のサポート範囲

4. 当社のサポート範囲

ご用意するもの: 実訓練時間を明記したカリキュラム表・見積書・出席簿・修了証など、研修提供側で必要な書類一式をご用意します。

申請そのもの: 助成金の申請はお客様（または顧問社労士）ご自身で労働局へ行っていただきます。申請書の作成・提出は社会保険労務士の独占業務のため、当社が行うことはできません。必要に応じて社労士のご紹介は可能です。

ご利用にあたっての注意

本助成金の支給は管轄労働局の審査により決定されるものであり、当社が支給を保証するものではありません。助成金は訓練終了後の後払いのため、受講料はいったん全額お立て替えいただきます。申請手続きはお客様（または顧問社労士）にて行っていただきます。最新の要件は管轄労働局にご確認ください。